

国保だより

No.60

国保料の期限内納付をお願いします

国保は、みなさん（被保険者）からの保険料で支えられています。

富士見町国民健康保険を支えている財源は、加入されたみなさんからの「保険料」（国保の財源の内、34・4%を占めます。）と、国などからの補助金等が主なものとなっています。

これらは、被保険者の医療費や出産育児一時金や葬祭費、人間ドックの助成金等の費用として使われます。被保険者のみなさんからの保険料が納入されなければ、医療費の給付にも支障がでるなど深刻な事態にも発展しかねません。保険料は納め忘れがないよう、月々のご確認をお願いします。また便利な口座振替制度もご検討ください。こちらは財務課収納係の窓口で口座振替の手続きをお願いします。

申告制度について

国保に加入している人は、毎年4月15日までに（4月1日以降に加入された方は届出の日から15日以内に）前年の所得を申告してください。なお、無収入の方でもその旨を財務課で申告していただく必要があります。

但し、次に該当する方は、国保の申告の必要はありません。

給与・公的年金所得以外の所得がある人で、所得税の確定申告書・町民税の申告書を提出した人。
給与・公的年金所得のみの人で、「給与支払報告書」が事業所より町に提出されている人。また「公的年金支払報告書」が社会保険庁より町に提出されている人。

【お問い合わせ】

住民福祉課国保年金係

62・9111

(有)9111

年金受給者のみなさん 誕生月には「現況届」 をお忘れなく！

誕生月の初めに年金を既に受けている方が、引き続き受ける権利があるかどうか確認するための届を「現況届」といいます。

誕生月の初めころ（1日生まれの方は前月初めころ）に送られてきますので、必要事項を記入して、必ず誕生月の末日（1日生まれの方は前月末日）までに社会保険業務センターに到着するように提出してください。

届け出が遅れると、年金の支払いが一時的に止まることになりますので、ご注意ください。なお、次のいずれか一つでも当てはまる方は提出の必要がないので、現況届の用紙をお送りしていません。

- * 年金の裁定（決定）から一年以内の方
- * 年金が全額支給停止となっている方
- * 全額支給停止となっていた年金が受けられるようになってから一年以内の方

ご不明な点は

岡谷社会保険事務所

(23・3661)

へお問い合わせください。

薬と健康の週間 10月17日～10月23日

安全に、安心して、薬を使用していただくために「かかりつけ薬剤師」にご相談ください。

薬局では

かかりつけの薬剤師が、あなたのお薬のことを薬歴やお薬手帳を活用し総合的に管理し、お薬の安全性と有効性を高めます。

学校では

保健室や理科室の薬品管理への協力、学校環境衛生（飲料水、プール水、空気、照度等）検査、タバコの害、薬物乱用防止の講師を務めたりしています。

地域では

在宅介護相談や、地域の公民館、老人クラブなどで、健康や医薬品、薬物乱用防止等の講演会の講師を務めたりしています。



< 薬剤師会3つのお約束 >

夜間、休日に必要な医薬品を入手しやすくします。
薬を買われる方に、適切な説明をします。
薬剤師の名札を着用し、責任ある対応をします。

(社)長野県薬剤師会

〒390-0802 松本市旭2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : pinfo@naganokenyaku.or.jp

http : //www.naganokenyaku.or.jp